



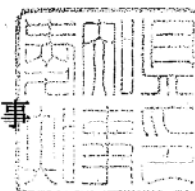
3 環 活 第 144 号

令 和 3 年 6 月 7 日

都市計画決定権者 豊橋市

代表者 豊橋市長 浅井 由崇 殿

愛 知 県 知 事



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書（変更）についての知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備 事業に係る環境影響評価方法書（変更）についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 新たなごみ処理施設の処理方式については、今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。
- (3) 豊橋市資源化センターのごみ処理施設には、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質が存在している可能性があることから、解体撤去工事に伴う飛散又は流出防止対策を徹底すること。
- (4) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (5) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 悪臭

悪臭の影響を適切に把握できる時期に調査を行うこと。

3 動物

施設整備予定地の変更に伴い、ニホンイシガメの生息環境に影響を及ぼす可能性があるため、最新の知見に基づき、適切に予測及び評価を行うこと。

4 景観

建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるように努めること。

5 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

写

別添2

3豊環保第65-2号
令和3年5月6日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 浅井 由崇



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書（変更）について（回答）

令和3年4月12日付け3環活第27号にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

○周囲の環境保全への留意について

- ・周囲の環境保全に留意し、環境負荷低減に努めること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課

連絡先 0532-51-2385

